

資料 4

令和 3 年 12 月 9 日
行政改革推進会議

特別会計に関する検討の結果の取りまとめ（案）

特別会計に関する検討の結果を、別添のとおり取りまとめる。

○交付税及び譲与税配付金特別会計（所管府省：内閣府・総務省・財務省）

本特別会計は、租税収入や一般会計からの繰入れなどを財源として地方公共団体への地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金（以下「地方交付税等」という。）の配付に関する経理を行っており、当該経理を明確にすることを目的としている。

地方交付税等については、地方の固有財源としての性格を明確化する必要があるため、一般会計からの繰入額の精算や地方への交付等を明瞭かつ円滑に行う必要があるため、一般会計とは区分して経理する必要がある。

本特別会計には、令和2年度末で約35兆3千億円の負債が生じている。主な負債は、地方交付税交付金を支弁する財源に充てるための財政融資資金及び民間金融機関からの借入金であり、同年度末で約31兆円（全て地方負担分）に上っている。この借入金については、平成22年度に新たな償還計画を策定して以降、同計画に基づき償還を進めてきたところであり、平成23年度から令和2年度までに総額約2.7兆円を償還している。地方財政の健全化を図る観点から、償還計画を踏まえ、今後とも着実に償還を進めていく必要がある。

また、地方交付税制度については、地方自治体間の財源の均衡化と、計画的行政執行のための財源保障機能を適切に働かせつつ、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）も踏まえ、地方公共団体が自ら歳出の効率化を推進する必要がある。この観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組については、平成28年度の算定より開始されたところであり、現在は、「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議）に基づき、反映が行われている。

こうした取組のほか、持続可能な財政運営の観点から、上下水道の広域化等の公営企業の経営改革や、地方行財政の「見える化」による地方公共団体の財政マネジメント強化の取組を推進する必要がある。

○地震再保険特別会計（所管府省：財務省）

本特別会計は、昭和39年の新潟地震を契機に、一定額以上の巨額な地震の損害を国が再保険することを内容とした地震再保険制度の実施に当たり、その経理の状況を明確にするために設置されたものである。地震保険制度は、地震災害は巨大損害発生の可能性、発生時期、頻度が予測困難であり大数の法則が成り立たないこと、超長期でみなければ収支が相償しないこと等により、民間損害保険会社のみではリスクを引き受けることができないこと

から、「地震保険に関する法律」（昭和41年法律第73号）に基づき、国が民間損害保険会社の地震保険責任を再保険し、巨大地震が発生して地震保険金支払額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について国が民間損害保険会社に再保険金の支払を行う制度である。

再保険金の支払は再保険料収入で賄われており、安定的に保険金支払能力を確保し、収支の明確な区分経理による透明性を確保する必要があるため、一般会計とは区分して経理する必要がある。

地震再保険制度においては、1回の地震等当たりの保険金支払に限度を設けることとしている（総支払限度額）。総支払限度額は、少なくとも関東大震災程度の地震が再来した場合においても支払保険金削減の事態が生じないよう配慮すべきとの考え方をもとに、令和3年度において12.0兆円と設定され、そのうち、民間負担分を除く政府の責任負担額は約11.8兆円とされている。

「特別会計に関する検討の結果の取りまとめ」（平成28年11月28日行政改革推進会議。以下「平成28年度の検討」という。）においては、地震保険における保険料率の水準について、保険契約者の安心感を確保する観点及び地震保険の普及促進を推進する観点から適切に設定する必要があるとの指摘がなされた。また、平成29年1月以降予定されている複数段階での保険料率の引上げを着実に実施するとともに、迅速・確実に再保険金を支払い、契約者の安心感を確保するため、積立金の充実を図っていく必要があるとの指摘や、政府広報やホームページ等を通じた広報活動を今後も強化することにより、引き続き、地震保険の普及促進に努めていく必要があるとの指摘がなされた。

こうした指摘を受け、東日本大震災を踏まえた「確率論的地震動予測地図」（ハザードマップ）の見直し等に伴う保険料率の改定について、急激な保険料負担増による加入者の減少等を防ぐ観点から、3段階に分けて保険料率の引上げを行い、令和3年1月適用開始の3段階目までに通算14.7%の引上げを完了した。また、将来の大規模地震の発生の際の再保険金の支払に備えて、毎年度、歳入歳出の決算上の剰余金を積立金として着実に積み立てており、令和2年度末積立金（決算確定後）は1兆9,763億円となっている。地震保険の普及促進については、財務省ウェブサイトやSNS等を活用した広報活動の充実のほか、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などが行われているが、引き続き、官民挙げて普及促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

さらに、近年地震が頻発し民間準備金残高が大幅に減少していることから、「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ」（令和元年8月公表）を踏まえ、早期に民間準備金残高の回復を図るため、令和2年度から、過去の保険金支出割合に応じて保険料を官民で配分する、いわゆる特例配分が実施されている。この特例配分については、令和2年度末で2,555億円となっている民間準備金残高を東日本大震災前の水準（約1兆円）まで回復させることを目安としている。特例期間終了後は、長期的な収支相償を図る観点から、民間準備金残高を維持することに考慮しつつ、特例配分によって民間に多く配分した保険料を政府

に多めに配分する調整を行うなど、地震再保険制度の安定的な運用に努める必要がある。

○国債整理基金特別会計（所管府省：財務省）

本特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入金等を財源として国債の償還及び利子等の支払を行っており、国全体の債務の整理状況を明らかにするため、一般会計とは区分して経理する必要がある。

平成 28 年度の検討においては、国債の確実かつ円滑な発行等を行っていくためには、財政健全化の取組とともに、国債管理政策を一層強化していく必要があり、特に、債務管理の透明性の確保・向上の観点から、これまでも公表している債務管理レポートにおいて、情報の開示を一層充実させることが必要であるとの指摘がなされた。こうした指摘を受け、平成 29 年度に債務管理レポートにおいて会計毎の債務償還費や利払費等の予算額を新たに掲載しており、情報開示の充実が図られている。

また、本特別会計の積立金の水準は、以前はオペレーショナル・リスク等に備え 10 兆円程度であったが、平成 25 年度より日本銀行の一時借入れを活用することができるようになった結果、日本銀行からの一時借入の対象外である国債入札の偶発的な未達に備えるために、利付国債の 1 回当たりの最大入札額に相当する 3 兆円程度を維持することとされており、令和 2 年度末においても 3 兆円程度が維持されている。

新型コロナウイルス感染症に係る対応のため、国債発行総額は過去に類を見ない規模まで増大している（令和 2 年度 3 次補正後：263 兆円、令和 3 年度当初：236 兆円）。今後も新型コロナウイルス感染症の状況によっては国債市場を取り巻く環境が変化する可能性があると思われる中、確実かつ円滑に国債を発行していくことが重要であり、安定的な資金調達を実現するために、引き続き市場との対話を丁寧を実施する等、安定的で予見可能性の高い国債管理政策に努めていく必要がある。

○外国為替資金特別会計（所管府省：財務省）

本特別会計は、政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を明確にすることを目的として設置している。

本特別会計は、政府短期証券で借り入れた円を原資に外貨を取得しており、こうした運用や資産の状況を明らかにする観点及び売買取引を円滑に行うという業務上の観点から一般会計とは区別して経理する必要がある。

本特別会計においては、保有する外貨資産と円貨負債（政府短期証券）の金利差等により運用益（剰余金）が毎年生じる。剰余金の処理としては、内部留保への組入れ、翌年度歳入

への繰入れのほか、一般会計への繰入れを行っている。このうち、一般会計への繰入れについては、最近15年間の累計額は30.8兆円（剰余金の累計額46.9兆円のうちの65.6%）となっている。本特別会計が保有する外貨資産は為替相場や金利の変動により時価が変動することから、評価損の発生に備える必要がある。

平成28年度の検討においては、本特別会計の剰余金の処理について、「外国為替資金特別会計の剰余金の一般会計繰入ルール」（平成22年12月財務省公表）を踏まえ、その30%以上を留保し、保有外貨資産に対する内部留保の割合を中長期的な必要水準（30%）に向け高めていくことを基本としつつ、厳しい財政状況も踏まえた対応を検討する必要があるとの指摘がなされた。保有外貨資産に対する内部留保の割合は、直近の令和2年度末で18.9%と微増傾向となっており、今後とも中長期的な必要水準（30%）に向け高めていくことを基本としつつ、厳しい財政状況も踏まえた対応を検討する必要がある。

また、平成28年度の検討において指摘があった、政府の外国向け送金の際に行っている保有外貨資産を活用した両替については、全省庁からの両替の要望に応じている状況であり、一般会計の両替手数料コストの削減等に資することから、引き続き、着実に実施することが適当である。

○財政投融资特別会計（所管府省：財務省・国土交通省）

本特別会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設置している。

財政融資資金勘定については、政策的必要性は高いが民間だけでは十分に資金が供給されない事業を対象に、長期・固定・低利の融資を行う財政融資に関する経理を実施している。

財政融資は、主に国債の一種である財投債の発行などで調達した資金を、償還確実性のある事業に対して融資を行う有償貸付であり、債権（貸付金）、債務（財投債）に関する経理を明確にするため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定は、独立採算で運営する仕組みとなっており、毎会計年度において利益を生じた場合には、今後の金利変動等によって生じうる損失に備えて金利変動準備金として積み立てている。

平成28年度の検討においては、債券市場においてボラティリティが高まっており、日本銀行の量的・質的金融緩和等の出口戦略を意識して金利変動リスクが一層高まるおそれもあるため、引き続き、財政融資資金の資産・負債総合管理（ALM）に努めつつ、継続的に必要となる金利変動準備金を積み立てていく必要があるとの指摘や、今後のALMに関しては、これまでの将来収支に関する分析も踏まえ、マイナス金利となっている現在の金利情勢を前提とした将来シミュレーションを行いつつ検証していく必要があるとの指摘がなさ

れた。

金利変動準備金については、平成18年度以降に臨時的・特例的な一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れを行ったこと、また、平成24年度から平成27年度の間は復興財源として活用されたことから、将来の金利変動等に対する対応余力が著しく低下した。このため、平成28年度以降は毎会計年度の利益を金利変動準備金に継続的に積み立ててきたが、過去の比較的高い金利の貸付金の償還に伴う運用利回りの低下等の影響によって毎会計年度の利益が縮小傾向にあり、「特別会計に関する法律施行令」（平成19年政令第124号）に定めている資産の合計額の50/1000を相当程度下回る水準（令和2年度末：9/1000）となっており、財務の健全性を確保することが喫緊の課題となっている。

また、ALMについては、資産及び債務の状況や最新の金融に関する知見を踏まえたシミュレーションが行われている。今後、金融政策の動向等金融市場を取り巻く環境が大きく変化することも見込まれ、そうした市場の急激な変動にも対応できるよう貸付・回収のギャップの縮小を図るなど、引き続き、ALMを適切に行っていく必要がある。

投資勘定については、保有株式の配当金等を財源として、政策的必要性が高くリターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金等を供給する産投機関に対して出資及び貸付を行う産業投資に関する経理が実施されている。産業投資は、リターンを前提としない渡し切りの一般会計の補助金等とは性格・資金用途等が大きく異なる。このため、出資とリターンとの関係を一元的かつ長期にわたり継続的に管理し、全体としての成果を一覧性を持ってわかりやすく示すために、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

産業投資については、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第50条において、「産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資」と規定されており、政策性と収益性という2つの要件をそれぞれ満たす必要がある。令和2年度末で6兆3,531億円の出資及び貸付を行っており、融資業務などのリスクバッファ、投資の直接の原資などに使われている。

近年では、官民ファンド向けの出資など、投資の直接の原資としての産投出資が使われる割合が増えている。日本経済の成長力強化などにつながる産業の開発及び貿易の振興の観点から民間投資の状況を見ると、新産業の創出、ビジネスの新陳代謝の促進、日本企業の海外展開などに係るエクイティ性資金の供給がまだまだ十分とは言えない状況であり、政府の成長戦略等の実現に向けて、産業投資が民間資金の呼び水・補完としての役割を適切に果たしていく必要がある。

他方、産業投資が出資している一部の官民ファンドでは多額の累積損失が生じている実態も見られるなど、一層の適切な投資管理体制の構築や、政策性・収益性に係るガバナンスの強化等を通じた累積損失の解消が課題となっており、平成28年度の検討においても指摘がなされたところである。こうした指摘を受け、政策性、収益性、民業補完性及びガバナンス

スについて産業投資のプリンシプルを定めた報告書「今後の産業投資について」（財政制度等審議会財政投融资分科会）が令和元年6月14日に取りまとめられるとともに、関係府省と有識者からなる「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において、官民ファンド共通の運営上の課題に係るガイドラインの策定・見直しや、定期的な官民ファンドの運営状況等の検証、KPIの適時適切な状況把握等が進められている。また、累積損失の大きい官民ファンドについては、累積損失解消に向けた投資計画・改善計画を策定・公表し、その後も各官民ファンド及び各監督官庁がそれぞれの投資計画等の進捗状況を検証している。

産業投資に係るこうした投資管理やガバナンスの強化に向けた一定の取組が進展していると認められるものの、引き続き、累積損失の解消に向けた取組を着実に実施するとともに、最終的な出資の毀損を回避し、産業投資の目的を政策面・収益面で実現していくことが必要である。今後の収益動向を適時注視し、機動的に対策を講じるとともに、必要に応じて、組織の在り方等の抜本的見直しなどの果敢な対応を行っていく必要がある。

このほか、配当金収入等の歳入が当初の予測より増加したことや、産業投資の執行に当たり個別案件毎に実際の資金需要を踏まえて必要な額を効率的に投入（キャピタルコール方式）したことによって、結果的に決算剰余金が発生している。引き続き、毎年度の予算編成時において、産業投資の個別案件毎の投資内容や投資規模を適切に精査していく必要がある。

特定国有財産整備勘定については、庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、新施設の整備後不用となった旧施設跡地等の処分収入でまかなう、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画を策定し、庁舎等の整備を実施するものである。

本勘定における未完了事業は、不用となる財産の処分により、施設整備に伴い生じた借入金を実に償還・清算する必要があることから、当該事業が終了するまでの間、一般会計及び他勘定とは区分して経理している。

本勘定については、平成21年度末をもって特定国有財産整備特別会計が廃止されたことに伴い、平成21年度末時点で未完了の事業を経理するため、経過的に設置されたことを踏まえ、未完了事業の進捗状況の透明化を図りつつ、その着実な実行を図る必要がある。また、会計検査院の平成22年度決算検査報告において、「貸借対照表に計上されている資産のうち、剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等する」よう処置要求があった。これを踏まえ、平成24年度までに計632億円（平成21年度末台帳価格）、平成28年度に123億円（平成27年度末台帳価格）、令和元年度に222億円（平成30年度末台帳価格）の不動産について、一般会計への無償所属替等が実施されたところである。さらに、平成28年度の検討において指摘のあった未完了事業の着実な実行及び進捗状況や無償所属替等の実績の公表について

は、毎年度財務省ホームページで公表されているなど、適切な対応が取られている。

今後も、剰余となる不動産が生じた場合には、順次速やかに一般会計への無償所属替等を行う必要があることから、無償所属替等について実施の要否を毎年度検討した上で、不動産選定の考え方と併せて、引き続き財務省ホームページで公表していく必要がある。

〇エネルギー対策特別会計（所管府省：内閣府・文部科学省・経済産業省・環境省）

エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策を実施する特別会計である。

エネルギー需給勘定については、石油石炭税を財源として、同税を負担する化石燃料の利用者に裨益する燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策という特定の事業を行っており、受益と負担の関係を明確にする必要がある。今後も、エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保や内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの需給構造の構築は我が国にとって大きな課題であることなどを踏まえれば、引き続き、受益と負担の関係を明確にして事業を実施していく必要があるため、一般会計とは区分して経理する必要がある。

同勘定の剰余金は、平成 28 年度末時点で 3,730 億円だが、令和 2 年度末で 3,846 億円となっている。剰余金が依然として高水準である要因としては、歳入面で、依然として決算額が予算額を大きく超過していること、歳出面でも、依然として不用が発生していることが挙げられる。こうした問題点に対応するため、歳入面においては、過年度の収入実績の反映や、事業者・関係機関から詳細な聞き取り等を十分行うなど、より一層見積もりの精緻化を行うとともに、歳出面においても、引き続き、過年度の執行率や進行年度の執行状況を精査することで不用の削減を行うなど、同勘定について、漫然とした予算となっていないか、より一層精査を行う必要がある。

また、関係省庁間で重複する可能性のある事業については、概算要求に当たって綿密に調整を行い、事業の統廃合や、重複を排除した上で要求額を縮減することで効果的かつ効率的な予算の使い方になるよう取り組んでいく必要がある。

本勘定に所属する株式については、エネルギーの安定供給の効率的な実現及び売却資産価値の最大化なども勘案しつつ、引き続き、処分の可能性について検討を行う必要がある。

引き続き、本勘定で実施する事業の透明性を高め、成果目標に対する進捗状況を踏まえ更なる事業内容の見直しを行うなど、効果的かつ効率的な予算の使い方になるよう取り組んでいく必要がある。

電源開発促進勘定については、電源開発促進税を財源として、同税を負担する電気利用者

に裨益する電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策という特定の事業を行っており、受益と負担の関係を明確にする必要がある。今後も、電力の安定的な確保が我が国にとって不可欠である点などを踏まえれば、引き続き、受益と負担の関係を明確にして事業を実施していく必要があるため、一般会計とは区分して経理する必要がある。

平成28年度から令和2年度に至るまで、一部の事業について恒常的に不用が発生しているほか、各府省庁別の歳入・歳出の割合は平成28年度予算と令和2年度予算を比較してもほぼ変わらず、固定化している。

平成28年度の検討においても同様の指摘がなされたところであるが、これまでの取組では十分な対応がなされていない。こうした問題に対応するため、恒常的に不用が発生している事業については過年度の執行率に見合った予算額を措置するほか、成果目標に対する進捗状況を踏まえ更なる事業内容の見直しを行うなど、同勘定で実施する事業について効果的かつ効率的な予算の使い方になるよう取り組んでいくことが必要不可欠である。

また、福島復興関連予算を確実に確保していくためにも、各府省庁の歳入・歳出額を抜本的に見直していく必要がある。

なお、電源立地対策の周辺地域整備資金については、令和2年度までの間に全額を活用し、資金残高は0円となった。

原子力損害賠償支援勘定については、今後も、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付された国債の償還財源を調達すること等の責任を明確にする必要があるため、一般会計と区分して経理する必要がある。

同勘定においては、償還のための借入れを毎月行っているが、借入額と実際の償還額との乖離により、平成28年度以降、例年約1,000億円の剰余金が生じている。平成28年度の検討においても同様の指摘がなされたところであるが、十分な改善がみられない。現在の市中金利が0%であるため、追加的な利払い費用は生じていないものの、今後金利が生じた場合、必要以上の剰余金が発生しないよう、調達コストの最小化を図るための資金調達方法を不断に検討するとともに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構との情報交換をより密接に行う必要がある。

また、借入金の利子負担分の円滑な支払費用を確保するための原子力損害賠償支援資金については、その在り方について検討する必要がある。

○労働保険特別会計（所管府省：厚生労働省）

労働保険特別会計は、昭和22年に失業保険事業等の経理を明確化するため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償特別会計が、昭和47年に一元化され設置されたものである。

さらに、昭和50年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された。

本特別会計では、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の3勘定に区分されている。

労災勘定は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）に基づき、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）に定める使用者の災害補償責任を担保するため、労災保険事業として、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等のうち、業務上の事由等により生じたものに必要な保険給付を行うとともに、被災労働者の社会復帰の促進等を図るための社会復帰促進等事業を行っている。

本勘定は、労災保険事業が事業主から徴収している保険料により行われることから、その受益と負担の関係の明確化や適正な保険料率の設定を可能とするため、一般会計や他勘定と区分して経理する必要がある。

本勘定は、労災年金債務の履行に必要な原資（責任準備金）の財源として積立てを行っているが、責任準備金の算出根拠となる賃金上昇率や運用利回りについては、設定値と実績値とが乖離していることから、妥当性について検証を行うとともに、その適正水準について引き続き検討する必要がある。

社会復帰促進等事業については、「社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針」（令和元年5月改定）に基づき、PDCAサイクルによる目標管理を徹底するとともに、社会復帰等事業に関する検討会等の取組みを通じ、アウトカム指標の点検・見直しを行い、社会復帰促進等事業の実効性の向上を図る必要がある。

雇用勘定は、「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）に基づき、雇用保険事業として、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のための失業等給付、子を養育するために休業した労働者の生活及び雇用の安定を図る育児休業給付及び失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るために雇用保険二事業を行っている。

本勘定は、雇用保険事業が被保険者及び事業主から徴収している雇用保険料により行われることから、受益と負担の関係の明確化や適正な保険料率の設定を可能とするため、一般会計や他勘定と区別して経理する必要がある。

本勘定は、将来の不況期の失業等給付や保険料水準を維持するための財源として積立金を積み立て、また不況期に機動的かつ集中的に雇用対策を実施するための財源として雇用安定資金を積み立てているが、雇用保険財政や経済状況が良好であったことに伴う保険料率等の引下げや新型コロナウイルス感染症の影響等による雇用調整助成金の特例措置等の実施等により、積立金及び雇用安定資金の残高は大幅に減少した。雇用保険のセーフティネット機能が十分に発揮できるよう、今後の雇用保険財政の安定的な運営について早急に検

討する必要がある。

雇用保険二事業については、費用負担者である事業主団体が参画して評価を行っている雇用保険二事業に関する懇談会等の取組を通じ、PDCAサイクルによる目標管理を徹底するとともに、アウトカム指標の点検・見直しを行い、雇用保険二事業の実効性の向上を図る必要がある。

徴収勘定は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和44年法律第84号）に基づき、労災保険事業及び雇用保険事業に係る労働保険料を一元的に徴収し、徴収した労働保険料等を労災勘定及び雇用勘定へ繰入れを行うとともに、全ての適用事業に労働保険への加入手続を行わせるための適用促進業務及び適用事業に係る保険料その他の徴収金を過不足なく徴収するための適正徴収業務を行っている。

本勘定は、労災保険料と雇用保険料を一括して効率的に収納し、労働保険の適用徴収業務に関する収支全体を明確に表すため、一般会計や他勘定と区分して経理する必要がある。

未手続事業一掃対策に係る業務については、政府部内及び業界等との連携強化を通じて、「平成32年度までに未手続事業を2割解消（平成27年度比）する」という目標を達成したところであるが、新たな目標設定をした上、引き続き、更なる未手続事業解消に向け取り組む必要がある。

滞納保険料については、納付資力がありながら納付を怠る事業主に対する差押えの強化等により、400億円（平成27年度末時点）あった収納未済歳入額は、令和元年度末時点で246億円まで減少したところであるが、引き続き、更なる収納未済歳入額の縮減に向け取り組む必要がある。

○年金特別会計（所管府省：内閣府・厚生労働省）

本特別会計は、平成19年度に厚生保険特別会計と国民年金特別会計が統合され設置されたものである。

本特別会計では、国民年金・厚生年金に関して、事業主及び被保険者の支払う保険料、積立金及び積立金から生じる運用収入並びに国庫負担金を財源とした年金受給者への給付、健康保険・船員保険に関しては、事業主等から徴収する健康保険料及び船員保険料等を財源とした全国健康保険協会（以下「協会」という。）への保険料等交付金の交付、事業主からの拠出金及び国庫負担金等を財源とした児童手当の給付等を行っており、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定を管理している。

基礎年金勘定は、基礎年金事業の収支を経理するものであり、基礎年金給付費等（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）に充てるため、国民年金勘定及び厚生年金勘定が

らの拠出金並びに共済組合及び私学事業団からの拠出金を主な財源として、基礎年金給付等を行っている。

国民年金勘定は、国民年金事業、福祉年金事業及び特別障害給付金事業の収支を経理するものである。国民年金事業においては、自営業者等の被保険者から徴収した保険料、積立金の運用収入及び国庫負担金を主な財源として、基礎年金勘定への拠出及び付加年金、死亡一時金の支給等を行っている。福祉年金事業及び特別障害給付金事業においては、国庫負担金を財源として、老齢福祉年金及び特別障害給付金の給付等を行っている。

厚生年金勘定は、厚生年金保険事業の収支を経理するものであり、被保険者及び事業主が折半で負担する保険料、積立金の運用収入及び国庫負担金を主な財源として、基礎年金勘定への拠出、また、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金、特別支給の老齢厚生年金、厚生年金の被保険者期間中の病気やけがによる障害年金及び被保険者等が死亡した際にその遺族に支払う遺族年金の給付等を行っている。また、平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとなり、被用者年金は厚生年金に統一された。

業務勘定は、基礎年金事業、国民年金事業、厚生年金保険事業、福祉年金事業、特別障害給付金事業及び健康保険並びに船員保険に関して適用や徴収に係る事務、子ども・子育て拠出金の徴収業務等に係る収支を経理している。なお、これらの勘定に関連して日本年金機構が実施している業務（保険料徴収、年金給付、年金記録管理、年金相談等）に係る経費について交付金を交付している。

基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定及び業務勘定については、保険料及び国庫負担金等を財源として運営し給付するものであり、給付と負担の関係及び収支の明確化を図る必要があることから、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

これらの勘定については、以下の課題に対して実効性ある取組を行う必要がある。

国民年金保険料の現年度納付率は約7割であり、時効（2年）までの最終納付率は約8割となっている。保険料が未納となっている約2割の中には、免除基準に該当する低所得者であるにもかかわらず、免除申請等を行っていないため、保険料が未納となっている者が多いと考えられる。

国民年金の収納対策は、年金制度に対する国民の信頼を確保し、国民皆年金を堅持する上で重要な課題であり、国民が納付義務を果たすよう、納付環境の整備や対象者の属性に応じたきめ細かい納付督促に取り組むとともに、所得が低く負担能力のない者であっても、免除手続等を通じて受給権を確保することが重要である。

免除の対象となる者が適切に免除申請できるよう、引き続き、免除対象者に対して申請の

勸奨状の本人への送付や、ハローワークと連携し失業者への免除制度の周知等を実施する必要がある。

また、一定の所得がありながら、度重なる納付督促にも応じず保険料を納めない者に対しては、督促や差押えという強制徴収を実施する必要がある。さらに、所得1千万円以上未納月数13ヶ月以上の者のうち、悪質な滞納者については、厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度を積極的に活用するとともに、公的年金制度への理解を深めるために、幅広い年代に対して、周知広報を行うほか、教育機関との連携を通じた年金セミナーなどの年金教育にも取り組んでいく必要がある。

業務勘定における未収金の多くを占める厚生年金保険料等に係る延滞金債権は、滞納保険料の収納により発生する。近年、滞納保険料の解消が著しく進んだことに加え、過去の延滞金金利が年14.6%と高額であったため、延滞金債権はこれまで増加傾向にあったが、延滞金債権解消に向けた取組として、延滞金金利の大幅な引き下げが行われており、また、既発生分の延滞金を着実に徴収するとともに、初めて保険料納付が滞った事業所に対する納付相談、事業所指導、催告を徹底して実施してきた。こうした取組に加え、納付が困難な事業所には、納付の猶予及び換価の猶予を案内し、申請を促すことで、延滞金債権の新規発生を抑止に向けた取組を進めていく必要がある。

日本年金機構の保有財産の見直しについては、会計検査院から不要財産として指摘を受けた8宿舎の国庫納付手続きが完了し、また、その他の宿舎についても、平成29年度に日本年金機構に設置された外部有識者会議において保有する全宿舎を対象とした経済的評価を実施し、「速やかに廃止することが適当」と判断された22宿舎の国庫納付手続きを進めている。今後も維持コストの検証や中長期的な宿舎需要の予測を実施するなど、引き続き保有財産の不断の見直しを行っていくことが必要である。

さらに、令和3年度に日本年金機構は会計検査院より可搬型端末の二重調達等があったとの指摘を受けており、調達にあたっては、部署間や市町村との情報共有を強化し、適切な調達を行うことが必要である。

令和3年10月には、年金振込通知書975,065通の誤送付が発生した。原因の検証を行い、再発防止に取り組むことが必要である。

平成27年に発生した不正アクセスによる個人情報流出事案を踏まえた業務改善計画への対応として、安全性の高いシステムの構築等による情報セキュリティ対策の一層の強化を図っている。引き続き、情報セキュリティ対策の強化を図り、システム開発等に係る予算管理・コスト管理を確実に実行する必要がある。

厚生年金基金の解散に伴う国庫納付金の収入見積りについては、平成28年度の検討時の平成27年度の実績は予算時の見込みを約3兆円上回っていたが、令和2年度の実績は予算時の見込みを約2千億円下回るにとどまった。引き続き、解散等により厚生年金基金が国へ納付する責任準備金及びその時期については個別の基金の状況を聞き取り調査し、適切な金額等の見込みを行う必要がある。

年金積立金の運用については、引き続き、長期的な観点から安全かつ効率的に運用を実施していくことが重要である。このため、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）において、長期的に実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）1.7%を最低限のリスクで確保するよう基本ポートフォリオ（長期的な観点からの資産構成割合）を定め、これに基づき、市場動向を踏まえて適切にリスク管理を行いつつ運用を行っていくことが必要である。

また、GPIFのガバナンス体制については、平成28年に法律改正し、平成29年10月より、外部有識者で構成する合議制の機関（経営委員会）が基本ポートフォリオ等の法人の重要方針を決定するとともに執行部を監督する仕組みとするなどの強化を実施した。引き続き、安全かつ効率的に運用するための組織体制を構築していく必要がある。

健康勘定は、医療保険制度のうち「健康保険法」（大正11年法律第70号）及び「船員保険法」（昭和14年法律第73号）に基づき協会が実施するものに関し、政府が行う業務の収支を経理するものであり、事業主等から徴収する保険料を主な財源として協会への保険料等交付金の交付等を行っている。

本勘定は、事業主等から徴収した保険料を協会へ交付すること等を主な目的としており、給付と負担の関係及び財源の明確化を図る必要があることから、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

保険料収入が主な財源である保険料等交付金の交付等を協会に対して行い、協会はこれを財源として健康保険事業の運営を行っており、協会の近年の財政状況は安定している（令和2年度末準備金残高は約4兆円、法定基準の5倍相当）が、平成28年度の検討と同様、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るなど赤字構造は解消されておらず、加えて現役世代の後期高齢者支援金の増加が顕著となっている。適用事業所の多くが財政的に脆弱である中小企業であることや新型コロナウイルス感染症の影響に注意を払いつつ、令和7年には団塊の世代がすべて後期高齢者となり、令和22年には現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れるなど、少子高齢化による社会保障給付費の増加や社会保障の支え手の減少が見込まれており、より一層、医療費適正化に取り組み、協会の健全な財政運営を確保することが課題となっている。

協会には、財政・業務基盤をより盤石なものとしつつ、保険者機能を今まで以上に発揮するための取組の強化が求められ、「加入者の健康度の向上」、「医療等の質や効率性の向上」及び「医療費等の適正化」を一層目指す必要がある。

具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上や、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現することが必要である。また、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、医療保険制度等に関する理解の促進を図る

必要がある。

子ども・子育て支援勘定は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）等の施行に関する収支を経理するものであり、事業主からの拠出金及び国庫負担金を主な財源として、児童手当等の給付をはじめ、放課後児童健全育成事業に係る地方自治体への補助等や子どものための教育・保育給付の支給等（保育所の運営費の支給等）を行っている。

本勘定は、事業主拠出金財源及び国庫負担金をもって運営しているため、給付と負担の関係及び財源の明確化を図る必要があることから、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

児童手当等の給付に関しては、「全世代型社会保障改革の方針」（令和 2 年 12 月 15 日閣議決定）等を踏まえ、令和 3 年 5 月に児童手当法の改正を行い、令和 4 年 10 月支給分から、特例給付（児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。）の支給対象者を限定する見直しを行ったところであり、その円滑な施行に向けて取り組んでいく必要がある。

子どものための教育・保育給付に関しては、令和元年 10 月より、幼児教育・保育の無償化を実施しているところであり、加えて、保育の受け皿整備を行うことによる待機児童の解消を目指し、令和 2 年 12 月に「新子育て安心プラン」が取りまとめられ、4 年で 14 万人の受け皿を確保することとしたところである。引き続き、必要な財源を確保しつつ、これらの施策に取り組んでいく必要がある。

○食料安定供給特別会計（所管府省：農林水産省）

本特別会計は、食料の安定供給を図るために相互に関連付けられる、農業経営安定事業（経営所得安定対策の交付金の交付等）、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業（備蓄米・外国産米の売買等）、農業再保険事業等（自然災害による農作物の減収等や農産物の需給変動等による農業収入の減少を保険の仕組みにより補填）、漁船再保険事業（漁船の座礁や拿捕等による損失を保険の仕組みにより補填）、漁業共済保険事業（異常な事象による漁獲減少等の損失を保険の仕組みにより補填）及び国営土地改良事業（国営土地改良事業の工事等）に関する経理を明確にするため、一般会計と区分して経理することを目的として設置している。

農業経営安定勘定については、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（平成 18 年法律第 88 号）に基づく、生産条件に関する不利を補正するための交付金（以下「畑作物の直接支払交付金」という。）の交付及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に関する農業経営安定事業の政府の経理を明確に区

分する勘定である。

このうち畑作物の直接支払交付金については、具体的には、畑作物の直接支払交付金対象品目（以下「対象品目」という。）の生産・販売を行う対象農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を交付する制度である。

農業経営安定事業は、関連法律に基づき、国が徴収する麦の売買差益や独立行政法人農畜産業振興機構が輸入糖等及び輸入でん粉等から徴収する調整金を主な財源として、国内生産者の経営安定のための交付金の交付を実施している。

本事業は、これらの特定収入と一般会計からの繰入を一体化して経理するものであり、特定の歳入を特定の歳出に充てていることから、収支・損益を明確化するとともに、受益と負担の関係を国民にわかりやすい形で明らかにする必要がある。

このようなことから、交付金の交付に係る業務の経理である農業経営安定勘定は、財政法第13条第2項に該当するものとして一般会計と区分して経理することとなっている。

「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率目標を設定し、国民の生命と健康の維持に必要な食料の供給を増やしていくこととしており、その実現のために生産努力目標を示し対象品目の生産量を増大していくこととしていることから、畑作物の直接支払交付金の交付対象数量も今後増大していくことが予想される。

他方、畑作物の直接支払交付金の対象数量に合わせて際限なく交付額を増大させ続けることは困難であるため、交付額の水準の適正化に向けた対応が必要である。

「食料・農業・農村基本計画」において、対象品目について下表のとおり課題を克服することにより生産性の向上と品質の向上を図ることとしているところ、生産性向上により生産費を低減するとともに品質向上により販売価格を上昇させることにより畑作物の直接支払交付金の交付額の水準の適正化を図る必要がある。

品目	克服すべき課題
小麦、大麦、はだか麦	○国内産小麦の需要拡大に向けた品質向上と安定供給 ○耐病性・加工適正等に優れた新品種の開発導入の推進 ○団地化・ブロックローテーションの推進、排水対策の更なる強化やスマート農業の活用による生産性の向上 ○ほ場条件に合わせて単収向上に取り組むことが可能な環境の整備
大豆	○耐病性・加工適正等に優れた新品種の開発導入の推進 ○団地化・ブロックローテーションの推進、排水対策の更なる強化やスマート農業の活用による生産性の向上 ○ほ場条件に合わせて単収向上に取り組むことが可能な環境の整備
そば	○湿害軽減技術の普及による単収の向上及び安定化 ○高品質で機械化適正を有する多収品種の育成・普及
ばれいしょ	○高品質省力栽培体系や倉庫前集中選別など省力栽培技術の導入
なたね	○単収の高位安定化

てん菜	○直播栽培などの省力作業体系の導入による地域輪作体系の構築
-----	-------------------------------

なお、平成 28 年度の検討において、本勘定については、「毎年度の決算において多額の剰余金が発生しており、所要額をより精緻に積算し、歳出予算の計上方法を改善することが課題」であり、「過去の支払実績を精査し、各対象農産物の予算単収の設定について見直しを行うことにより、積算方法の改善を図る必要がある。」との指摘が行われた。これを受け、農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金について、平成 28 年度以降の積算に当たっては、交付対象とならない自家消費米等の発生分について実績を基に算定した上でこれを控除してきている。また、畑作物の直接支払交付金においても、平成 28 年度以降の予算額の積算に当たっては、過去の支払実績を精査し、各対象農産物の予算単収の設定を直近 7 年中庸 5 年の平均単収とするなど、積算方法の改善を図ってきていることが確認された。

食糧管理勘定については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）に基づく米穀の備蓄の円滑な運営を図るための国内産米穀の買入れ・売渡し、輸入を目的とする米穀の買入れ・売渡し並びに食糧法に規定する麦の需給見通し及び「飼料需給安定法」（昭和 27 年法律第 356 号）に規定する飼料需給計画に基づく大麦・小麦の輸入を目的とする買入れ・売渡し等を行う勘定である。

本勘定については、国が食糧法に基づく米麦の売買、備蓄等を反復かつ継続的に実施し、国民への主要食糧の安定供給を図ることを目的としており、国による米麦の売払代収入（米麦の消費者が負担）という特定の歳入をもって、米麦の買入費・管理費という特定の歳出に充当するという、収入と支出の結びつきの関係を維持する必要があるとともに、本事業の経理内容の透明性、総覧性を確保する必要があるため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定においては、輸入米麦買入費の予算額について、国際相場の変動リスクをきめ細かく精査し反映することとしているが、近年国際相場の上昇が続く中であって、変動リスクを時期ごとにきめ細かく見込むことは困難であるため、一定の仮定に基づき積算を行う方が合理的と評価できる状況が続いている。

本勘定から農業経営安定勘定への繰入額については、国内産麦振興対策のため、国による輸入食糧麦の売買差益（マークアップ収入）を基準としつつ、畑作物の直接支払交付金の所要額や食糧管理勘定の損益の状況を踏まえ、毎年度の予算編成において決定されるところ、輸入食糧麦のマークアップ収入の減少が見込まれる中、収支改善の方途について検討していく必要がある。

引き続き、穀物の作柄状況や国際相場の動向について最新の情報を見極めながら、国際相場が安定基調になったときなどは、きめ細かな積算を予算に反映する等により、一般会計からの繰入額の抑制を図る取組を進めていく必要がある。

本勘定から農業経営安定勘定への今後の繰入額の算定に当たっては、今回の点検に係る農業経営安定勘定の対応状況も踏まえ、予算編成において繰入額を適正水準に設定すること等を検討し、食糧管理勘定の収支改善を図っていく必要がある。

また、令和3年度予算執行調査において指摘された備蓄米及びミニマム・アクセス米の管理・販売コストの縮減については、課題を検証し、改善に向けて取り組んでいく必要がある。

なお、平成28年度の検討において、本勘定については、「平成26年までの国際相場の乱降下を経て、国際相場の変動に関するデータが蓄積されてきたことなどから、一般会計からの繰入額を極力抑制するため、今後の輸入米麦買入費の予算額の積算に当たっては、予算編成の段階において、麦の指標価格のトレンドや、外国の政府機関や複数の輸入商社等からの最新の情報も踏まえ、時期ごとのFOB価格の変動リスクを精査した上で、それに対応した額を計上する方法に変更する必要がある」との指摘が行われた。これを受け、毎年12月の予算編成時においては、主要輸出国の当年産の生産量が確定し、世界の期末在庫水準も一定程度見通せるようになることから、これらの動向や、国際相場の指標価格のトレンド等を踏まえることにより、時期ごとのFOB価格の変動リスクを精査し、それに対応した額を計上するよう、買入費の積算方法の見直しが行われたことが確認された。

農業再保険勘定については、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度において、国が行う再保険事業等を経理するための勘定である。

本勘定については、国が行う再保険事業等を経理するためのものであり、農業者の共済掛金等を原資とする再保険料を財源として、再保険金等の支払を行う上で、その収支を明らかにする必要があることに加え、自然災害等の多い年もあれば少ない年もあることにより、単年度では剰余や不足が生じることとなるため、剰余が出た場合は、将来の再保険金等の支払に備えて、積立金として積み立て、不足が生じた場合に積立金から充当する必要があること等から、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定では、異常気象に伴う災害発生等により、当該年度の再保険金支払財源に不足が生じた場合、速やかにその不足を補う必要があるため予備費を設けており、過去の再保険金の支払状況等を勘案して設定した基準で計上している。この基準は、農業共済再保険勘定創設時（平成26年度）に算定したものであり、同年度以来、同一額を計上してきているものであるが、実際に当該勘定において予備費を使用した実績はない。

このような中、平成30年4月に施行された「農業災害補償法の一部を改正する法律」（平成29年法律第74号）により、農業経営収入保険（農産物の需給変動等による農業収入の減少を保険の仕組みにより補填）導入に伴う再保険事業の経理が追加されたことに加え、

家畜共済の再保険金の支払方式の見直しが行われているが、改正時点ではこれらの改正後の再保険料や再保険金の水準の具体的な変動幅を見積もることが困難であったこともあって、これらを反映した予備費の計上額の見直しは行われておらず、そのまま現在に至っている。

また、本勘定の積立金については、将来発生し得る通常の予測を超える損害が発生した場合においても、再保険金等の十分な支払能力を確保する観点からその水準を考える必要があるところ、保険会社の経営健全性を判断するための基準であるソルベンシー・マージン比率を「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号)を参考に試算した結果、現状では117%となっており、また、当該積立金の額は、近年の自然災害の発生状況の中でも、微増傾向にあることを踏まえれば、農業共済の掛金率について行っているように、財源となる再保険料等の率を調整し、積立金の増加を抑制する必要があるが、そのような再保険料等の率の設定の仕組みは設けられていない。

さらに、農業経営収入保険については、平成31年1月の制度開始以降、加入者数は年々増加しているものの、現状では再保険事業の収支が赤字となっていることも踏まえ、加入者数を増加させることで、早期に再保険事業の安定化を図っていく必要がある。

本勘定については、予備費について、農業経営収入保険の導入及び家畜共済の再保険方式の見直し並びにこれらに伴う再保険料や再保険金の収支の実績を踏まえて、計上額の見直しを行う必要がある。また、積立金について、その水準が一定期間を通じて増加傾向にある場合にはそれが抑制されるよう、再保険料等の率の設定の仕組みを見直す必要がある。さらに、農業経営収入保険について、加入者数の増加による再保険事業の安定化に資するよう、制度の普及と加入の促進に努めていく必要がある。

なお、平成28年度の検討において、本勘定については、「事業の実施方法や運営組織の在り方について、事業運営の効率化、事務コストの軽減等の観点から検討が進められている中で、無事戻しや家畜共済の再保険金の支払方式の見直しについても検討していく必要がある」、「本勘定の積立金の必要水準については、財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金の十分な支払能力を確保するために、過去最大の再保険金支払が生じた年度の被害率などを勘案して適切に設定する必要がある」との指摘が行われた。これを受け、平成30年4月の「農業災害補償法の一部を改正する法律」の改正の際に、無事戻しについては、平成34年3月31日までで廃止するとともに、当該期間内に無事戻しをする場合に国庫へ納付を行うこととされており、家畜共済の再保険金の支払方式については、共済事故1件ごとの支払を廃止し、年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に農業共済団体ごとに支払うこととされていること、また、積立金の必要水準については、農業共済再保険勘定から農業再保険勘定へと変更となった平成30年度決算から、農業共済について、各共済事業ごとではなく農業共済全体として過去最大の再保険金支払が生じた年度の被害率を用いて算出していることが確認された。

漁船再保険勘定については、「漁船損害等補償法」（昭和 27 年法律第 28 号）に基づき、漁船保険制度（漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険）における国の再保険事業を経理する勘定である。

本勘定については、国の再保険事業に係る収支や漁業者が支払う保険料と支払われる保険金の関係を明確にするため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。また、自然災害や事故の発生状況により単年度予算では剰余や不足が生じ得ることを踏まえ、剰余が生じた場合に積立金として積み立て、不足が生じた場合に積立金から充当できるようにすることにより、円滑な再保険金支払機能を確保するためにも、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による多額の再保険金を支払うため、積立金を取り崩した上で、不足する再保険金支払財源を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）により一般会計から 650 億円を繰り入れ、一般会計繰戻未済金を抱えている。

近年は、漁船保険団体の組織統合一元化や国の再保険責任分担の見直しにより収支が改善傾向にあり、償還計画に基づき、令和 9 年度までに繰戻しを完了することを目指し、毎年度の決算剰余金について予算の定めるところにより一般会計へ繰り戻しているところであるが、繰戻未済金は解消されていない（繰戻未済金は、令和 2 年度末で 133 億円。）。

一般会計繰戻未済金の償還については、制度の円滑な運営と中小漁業者の漁業再生産に支障を来さないよう留意しつつ、令和 9 年度までに繰戻しを完了することを目指し、償還計画を着実に実行していく必要がある。

積立金の必要水準については、償還計画を踏まえた上で、財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金の十分な支払能力を確保するために、過去最大の再保険金支払が生じた年度の危険率などを勘案して適切に設定する必要がある。

なお、平成 28 年度の検討において、本勘定については、「一般会計繰戻未済金の償還については、制度の円滑な運営と中小漁業者の漁業再生産に支障を来さないよう留意しつつ、東日本大震災に係る再保険金の支払いの終了と、上記制度改正を踏まえ、償還計画を作成する必要がある」、「事業基盤が強固になることから、国の再保険の発動や再保険金の支払額が抑制されるよう、新しい漁船保険組合と国の再保険責任分担について見直す必要がある」、「積立金の必要水準については、償還計画を踏まえた上で、財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金の十分な支払能力を確保するために、過去最大の再保険金支払が生じた年度の危険率などを勘案して適切に設定する必要がある」との指摘が行われた。これを受け、一般会計繰戻未済金については、平成 29 年度の制度改正及び保険料率の見直しを踏まえ、償還計画を作成していること、漁船保険組合と国の支払責任分担については、平成 29 年 4 月に漁船保険組合の支払責

任部分の負担割合を引き上げたこと、積立金に関しては、令和元年度末のソルベンシー・マージン比率がマイナスとなっていることから、積立金の積立てが必要な水準にあることが確認された。

漁業共済保険勘定については、「漁業災害補償法」（昭和 39 年法律第 158 号）に基づき、漁業共済制度（漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済及び漁業施設共済）における国の保険事業を経理する勘定である。

本勘定については、国の保険事業に係る収支や漁業者が支払う掛金と支払われる共済金の関係を明確にするため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。また、自然災害や事故の発生状況により単年度予算では剰余や不足が生じ得ることを踏まえ、剰余が生じた場合に積立金として積み立て、不足が生じた場合に積立金から充当できるようにすることにより、円滑な保険金支払機能を確保するためにも、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定については、過去の 200 海里体制への移行に伴う漁場の縮小、漁業資源の減少、魚価安、異常赤潮の多発等により赤字基調にあり累積欠損金を抱えていたため、収支の健全化対策を講じ、平成 17 年度から平成 20 年度までは単年度収支で黒字を計上していたが、東日本大震災による多額の保険金の支払のため、不足する保険金支払財源を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により一般会計から 127 億円を繰り入れ、それまでの繰り入れを含めて 253 億円の一般会計繰戻未済金を抱えている。

近年は、加入率の向上により共済事業の安定化が図られ、平成 26 年度から平成 29 年度まで決算剰余金を一般会計へ繰り戻してきたが、平成 30 年度以降は不漁や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による魚価の値下がり等により保険金支払が増加し、単年度収支で赤字を計上しており、繰戻未済金は解消されていない。

引き続き加入率の向上等による共済事業の安定化に取り組むとともに、国の保険料の料率の見直しを行い、漁業共済保険勘定の収支改善に取り組んでいく必要がある。

一般会計繰戻未済金の償還については、制度の円滑な運営と中小漁業者の漁業再生産に支障を来さないよう留意しつつ、上記の収支改善の取組を踏まえ、償還計画の見直しを行う必要がある。

積立金の必要水準については、償還計画を踏まえた上で、財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても保険金の十分な支払能力を確保するために、過去最大の保険金支払が生じた年度の事故率などを勘案して適切に設定する必要がある。

なお、平成 28 年度の検討において、本勘定については、「一般会計繰戻未済金の償還については、制度の円滑な運営と中小漁業者の漁業再生産に支障を来さないよう留意しつつ、東日本大震災に係る再保険金の支払いの終了と、上記制度改正を踏まえ、平成 29 年度からの実施を踏まえ、償還計画を作成する必要がある」、「加入率の向上等による共済事業の安

定化に取り組むとともに、国の保険料の料率の見直しを行い、漁業共済保険勘定の収支改善に取り組んでいく必要がある」、「積立金の必要水準については、償還計画を踏まえた上で、財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金の十分な支払能力を確保するために、過去最大の再保険金支払いが生じた年度の危険率などを勘案して適切に設定する必要がある」との指摘が行われた。これを受け、一般会計繰戻未済金については、平成 29 年度の制度改革及び保険料率の見直しを踏まえ、償還計画を作成していること、漁業共済の加入率については、平成 27 年度末 75% から令和 2 年度末 85%に向上したほか、国の保険料率については、平成 29 年 4 月に引き上げたこと、本勘定の積立金に関しては、令和元年度末の積立金残高がないことから、積立金の積立てが必要な水準にあることが確認された。

業務勘定については、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定の 5 つの事業勘定から事業に係る事務人件費等に要する財源を受け入れ、これを歳出に充当する勘定である。

本勘定については、5 つの事業勘定に共通する事務人件費等に係る経理を行うものであるが、これらの事業勘定がいずれも一般会計とは別に区分経理を行うものであるため、これらの事業勘定に付随する本勘定についても、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

また、本勘定によって国の職員の給与や事務費などの行政コストと、国民のために実施される事業そのものに係る経費とを明確に区分して国民にわかり易く表示するとともに、各事業勘定に共通する経理事務を一括して取りまとめて処理することにより効率的な事務運営、調達コストの削減を図るという観点からも、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

平成 28 年度の検討においても指摘されたことであるが、本勘定は、5 つの事業勘定に共通する事務人件費の経理事務を一括して取りまとめて処理することで効率的・合理的な事務運営、調達コストの削減を図る必要がある。

旅費等の支給事務については令和 3 年度より一般会計分と特別会計分の両方を本省の旅費担当部門に集約化し、その効率化・迅速化を図っているところ。

また、物品・役務の調達についても一括調達や競争性を高める取組を進め、更なる効率化・合理化を図っているところ。今後とも業務勘定の統合メリットを発揮するため、引き続き、これらの取組を行っていく。

国営土地改良事業勘定については、「土地改良法」(昭和 24 年法律第 195 号)に基づく国営土地改良事業(かんがい排水事業及び総合農地防災事業)のうち、平成 10 年度以前に着工した地区であって、平成 19 年度末までに工事が完了しなかったものについて、工事が完了するまでの間に限り、財政融資資金の借入れにより、事業費の一部(県負担相当額)を措

置するための経過措置として経理を行う勘定である。

本勘定は、県負担相当額を財政融資資金からの借入金により財源措置することを可能とすることによって、県の円滑な財政運営を確保するため、一般会計及び他勘定とは区分して経理している。

平成 28 年度の検討において、工事の早期完了及び見通しの明確化について指摘されているところ、本勘定の対象事業については、平成 28 年度に残り 18 地区となっていたが、その後の取組の進捗により、令和 3 年度末における残り 6 地区について、令和 6 年度を目標に工事を完了できるよう努めているところである。他方、平成 28 年度以降に発生した自然災害やこれを踏まえて他省が検討している防災計画との調整などに伴い、事業工期に影響が及ぶ可能性があり、現在、精査を行っているところである。

自然災害発生や事業完了に向けた地元調整などに時間を要する可能性など不確定な要因が今後新たに生じる可能性は排除されないものの、引き続き工事の早期完了を目指し取り組んでいくことが必要である。

○国有林野事業債務管理特別会計（所管府省：農林水産省）

本特別会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した約 1.3 兆円の借入金債務の処理に関する経理を行うことを目的として、令和 30 年度を期限として、平成 25 年度から暫定的に設置されたものである。

本特別会計においては、借入金の元本償還の財源と支払利子等の財源を一般会計から繰入れ、償還額に満たない金額については民間金融機関から借入れを行っている。これらの歳入を財源として国債整理基金特別会計への繰入れ、借入金の償還と利子の支払等を行っている。

「特別会計改革の基本方針」（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）において、「国有林野事業特別会計については、平成 24 年度末において廃止し、一般会計へ移管するものとする。ただし、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、国有林野事業債務返済特別会計（仮称）を設置し、当該債務を承継するものとする。」とされているところ、本特別会計については、一般会計と区分して経理する必要がある。

国有林野事業に係る債務については、特別会計に関する法律上、国有林野事業の実施を通じて得られる林産物収入等の収入額から、収入を上げるために要した費用を差し引いた額を返済原資とすることとしている。

平成 28 年度の検討において、令和 30 年度までの確実な償還に向けた対応の必要性が指摘されているところであるが、これまでの返済状況については、令和 2 年度までに 1,141 億円を返済し（債務残高は 1 兆 1,655 億円）、令和 4 年度末における累計返済見込みは 1,545 億円となっており、平成 24 年に林政審議会に示した返済試算に沿って返済が進んでいる

(平成 24 年返済試算における令和 4 年度末までの累積返済額 : 1,500 億円)。

今後も、引き続き返済額を増額していく必要があり、かかる観点から、収入の安定的増加とコストの縮減に向けた取組が不可欠である。

今後の返済額の増額のため、返済原資を着実に確保する観点から、「森林・林業基本計画」(令和 3 年 6 月 15 日閣議決定)に基づき森林整備や国産材需要の拡大等の施策を推進するとともに、充実してきた国有林野の資源について、従来の安定供給システム販売(製材工場等との協定に基づき、山元から丸太を直送する販売方法)に加え、令和 2 年度に創設した樹木採取権制度の適切な運用等を通じて、国産材需要に的確に結びつけていくことにより、収入増を図ること、及び、新たな技術の活用や路網の整備等により施業コストを削減すること等の一層の推進に取り組んでいく必要がある。

○特許特別会計(所管府省:経済産業省)

本特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権)に関する事務を実施する特別会計である。特許料等の手数料収入は、審査・審判等の経費に充てられており、制度上、審査請求に係る納付と実際の審査との間にはタイムラグが生じることなどから、そうした受益と負担の関係は複数年度にまたがっても明確に確保する必要があるため、一般会計と区分して経理する必要がある。

平成 28 年度以降、情報システムへの投資や庁舎改修といった複数年度にわたる大規模な事業を実施した結果、特許特別会計の剰余金は平成 28 年度末時点の 1,746 億円から令和 2 年度末で 685 億円に減少している。

情報システム投資については、現在見直しを行い、運用経費の削減などに取り組んでいるところ、引き続き外部有識者等の評価を受けつつ、更なる効率的な運用に取り組む必要がある。

また、業務の効率化については、限られた人員で特許審査等を行う必要があるため、先行技術文献調査などの業務についてアウトソーシングを活用している。引き続き、我が国の産業の適切な競争環境を確保するとともに、コスト削減の観点からも、更なる見直しを進めていく必要がある。

さらに、本特別会計が所有する特許庁庁舎の有効活用については、テレワークとフリーアドレスの組合せによるスペースの創出により、分散している執務室(借受庁舎)の本庁舎への集約を目指すこととしているが、ロードマップを作成し、着実に有効活用を進める必要がある。

○自動車安全特別会計（所管府省：国土交通省）

本特別会計は、自賠責保険契約者からの賦課金、自動車ユーザーからの検査・登録手数料、政府再保険制度（平成 13 年度廃止）において自動車ユーザーから徴収した再保険料の累積運用益を財源として、ひき逃げ・無保険車の被害者救済対策や再保険金の支払、自動車の検査・登録業務や基準適合性の審査、事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策や事故発生防止対策等を実施している。また、航空運送事業者等からの空港使用料収入や一般会計からの繰入金等を財源として、空港等の維持運営や空港整備事業等を実施している。

自動車検査登録勘定は、自動車ユーザーからの検査・登録手数料等を財源として、検査・登録業務や基準適合性の審査のほか、自動車の安全確保・環境保全対策等に必要な経費の支出を行うものである。

本勘定は、自動車ユーザーの支払う検査・登録手数料を、自動車の検査の可否の判定、自動車の登録等の経費に充てており、受益と負担の関係を明確にするため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定の剰余金については、計画的に行われる自動車の検査・登録に必要なシステムの整備・更新や自動車検査登録事務所等の老朽化対策といった一時的な支出に備えている他、昨今、自動車検査登録手続の利便性向上や業務効率化や次世代自動車の普及に合わせた基準整備等の新たな課題への対応が必要となっており、今後、剰余金が漸減していくと見込まれる。

平成 28 年度の検討において、独立行政法人自動車技術総合機構における業務運営の効率化や経費削減を図る必要があるとされていたところであり、引き続き、独立行政法人自動車技術総合機構の業務運営の効率化や経費削減に積極的に取り組むとともに、更なる調達の合理化に向けて取り組んだ上で、必要な経費、剰余金の水準等を踏まえ、自動車検査登録手数料についても不断に見直しを行っていく必要がある。

保障勘定は、自賠責保険料の一部に含まれる賦課金等を財源として、ひき逃げ・無保険車による事故の被害者への保障金の支払（以下「政府保障事業」という。）を行っている。また、経過措置として、政府再保険制度（平成 13 年度廃止）における再保険料を財源とする積立金により再保険金の支払を行っている。

本勘定は、これらの収入と支出の関係を明確にするため、一般会計とは区分して経理する必要がある。

自動車事故対策勘定は、政府再保険制度において自動車ユーザーから徴収した再保険料の累積運用益を取り崩して、自動車事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び自動車事故発生防止対策を行う経過勘定である。

本勘定は、自賠責保険の再保険料の累積運用益を取り崩して、自動車事故の被害者救済及び自動車事故防止対策を行っており、収入と支出の関係を明確にするため、一般会計とは区分して経理する必要がある。

保障勘定については、ひき逃げ・無保険車による事故の発生件数が減少していることを背景として、歳出規模が令和2年度当初予算額で25億円と比較的小さな規模となる中で、令和2年度末時点において約610億円の剰余金が存在していることから、その適正な経理区分の在り方や必要な剰余金の水準について検討を行った上で、勘定区分や剰余金の在り方を整理する必要がある。

また、自動車事故対策勘定については、被害者救済対策の安定的な実施とさらなる充実が必要となっているほか、自動車事故発生防止対策についても、高齢運転者や健康起因による事故の防止、自動車技術の高度化やモビリティの多様化への対応等の課題解決が必要となっていることから、両対策の充実を図るとともに、社会情勢等を踏まえた不断の見直しを行っていく必要がある。

したがって、保障勘定と自動車事故対策勘定については、現在、国土交通省において開催されている「今後の自動車事故対策勘定の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、政府保障事業の着実な実施、自動車事故対策事業の安定的な実施、両事業において実施している事業の親和性等に配慮しつつ、その在り方について検討を加える必要がある。また、独立行政法人自動車事故対策機構は関係団体等との連携強化等により自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるとともに、平成28年度の検討において、独立行政法人自動車事故対策機構における安全指導業務への一層の民間参入の促進や、調達の合理化に取り組んでいく必要があるとされていたところであり、引き続き、経費削減に積極的に取り組むとともに、更なる調達の合理化に向けて取り組んでいく必要がある。

空港整備勘定は、航空運送事業者等からの空港使用料収入、航空機燃料税（一般会計からの繰入れ）等を財源として、空港等の維持運営や空港整備事業等に必要な経費の支出を行うものである。このため、受益と負担の関係を明確にする必要があり、また、羽田空港整備等のための財政投融资等からの借入れの償還を行う必要があるため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。なお、本勘定は羽田空港整備に充てられた借入金の償還完了までの経過勘定である。

本勘定ではこれまでも、空港政策の重点が「整備」から「運営」にシフトする中、安全の確保を前提に利用者便益の増進や航空ネットワークの強化等の観点から取り組んできたところであり、近年では、インバウンドの増加、空港へのアクセスの重要性の高まりにより、空港機能に対するニーズが多様化・高質化しており、羽田空港や福岡、那覇、新千歳などの地域拠点空港の機能強化、災害時における機能確保等のための耐震対策、空港等の運用に支

障がないよう老朽化対策等を実施してニーズに対応している。それとともに、平成 28 年度の検討において、歳出改革としての空港別収支の早期公表や空港ターミナルビル運営状況の公表内容の充実に関する指摘に対しては、迅速な公表や各社ホームページにおけるセグメント別情報の公表を図っており、歳入面での P F I コンセッション方式の推進等による空港使用料等の増収に努めるとの指摘に対しては、国管理空港のコンセッションの推進による運営権対価収入や空港使用料等の自己財源の更なる活用を図ってきた。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、その影響により航空需要が過去に例を見ない規模で大幅に減少している状況を踏まえ、令和 3 年度においては、今後の航空需要の回復に速やかに対応するとともに、訪日外国人旅行者 2030 年 6,000 万人の政府目標の達成などポストコロナの成長戦略の実現に向けて、必要な供給体制を確保していくため、航空会社の機材投資等を支援する必要があることから、総額 1,200 億円規模の公租公課の減免が実施されている。

(減免の内容)

①国内線に係る空港使用料(着陸料、停留料、航行援助施設利用料)

合計で約 9 割軽減(約 900 億円規模)

②航空機燃料税:

従来の軽減措置から更に 1/2(税率 18,000 円/kl→9,000 円/kl)軽減(約 300 億円規模)

令和 3 年度における空港使用料及び航空機燃料税の減免による歳入の減少に伴う空港整備勘定の借入金の償還により、空港整備事業に充当する財源が減少することを踏まえ、旅客需要の回復後における空港整備需要の増加等に対応するため、空港整備勘定の収支均衡のための措置が必要となる可能性があることから、旅客需要の増加に伴う増収や空港整備勘定の歳出の適正化についても留意して、空港使用料の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。具体的には、令和 7 年度から 18 年度にかけて、年間 100 億円程度の財源減少が生じると見込まれることを踏まえ、その回復を図るため、空港使用料を適正な水準に定める。また、財政投融资を活用すること等により、首都圏空港を始めとした拠点空港の機能強化などの空港整備事業を計画的に進める必要がある。

○東日本大震災復興特別会計(所管府省:国会・裁判所・会計検査院・内閣・内閣府・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省)

本特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、復興債の償還を適切に管理するために平成 24 年度に設置されたものである。本特別会計で

は、復興債発行収入、復興特別税及び一般会計からの受入れを主な財源として、各府省の復興事業に必要な経費を計上して復興事業を行うとともに、復興債の償還に必要な経費を国債整理基金特別会計に繰り入れている。

本特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、復興債の償還を適切に管理し、復興事業に関する経理を明確にするため、一般会計とは区分して経理する必要がある。

なお、復興事業を統括している復興庁については、「復興庁設置法」(平成 23 年法律第 125 号)に基づき、「別の法律で定めるところにより、令和 13 年 3 月 31 日までに廃止するものとする。」こととされており、復興庁が廃止されたときは、本特別会計についても、別に法律で定めるところにより、廃止することとしている(「特別会計に関する法律の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 15 号)附則第 2 条第 1 項)。

本特別会計において執行している復興事業においては、事業間調整や地元との調整に不測の日数を要するといった特有の事情により、多額の繰越しが発生しており、平成 28 年度の検討においても、執行状況の分析・把握、関係機関と連携した事業の加速化措置等を推進し、復興の更なる加速化に取り組む必要があるとの指摘があった。

これを受けて、平成 28 年度以降、地元自治体や地権者等との綿密な調整により早期執行に取り組んできており、その結果、平成 28 年度決算では繰越額が 11,426 億円であったが、令和 2 年度決算では 4,317 億円と減少している。依然として、地権者が避難している場合などに調整が難航し、事業の計画変更が頻繁に発生する等の復興事業に特有の事情による繰越しが発生していることから、引き続き、執行状況の分析・把握、関係機関と連携した事業の加速化措置等を推進し、適切な執行に努める必要がある。